第２次相生市男女共同参画プラン(案)に対する意見募集について

「第２次相生市男女共同参画プラン（案）」を作成いたしました。

つきましては、相生市民意見提出制度（パブリック・コメント制度）の実施に関する要綱に基づき、この案に対する市民の皆さんのご意見を募集します。

　お寄せいただいたご意見は、それに対する相生市の考え方とともにその概要を公表いたします。また、ご意見に基づき計画を修正した時は、修正内容と理由をあわせて公表いたします。

１　計画策定の趣旨

本市では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成15年度に「相生市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の視点からさまざまな施策に取り組んでいます。

現計画の策定から10年が経過し、この間の社会情勢の変化や国・県の動向に対応するよう必要な見直しを行い、今後10年間を見据えて、これまでの取り組みを継承しつつ新たな課題に対応するため「第２次相生市男女共同参画プラン（案）」を策定しました。

２　計画の概要

（1）計画の位置付け

「男女共同参画社会基本計画法」第14条第3項に基づく計画として、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を定めます。

また、国・県の「男女共同参画基本計画」の内容を踏まえ、市の「第5次相生市総合計画」をはじめ、市の諸計画や取り組みとの調和が保たれたものとします。

（2）計画の期間

　　平成25年度から平成34年度までの10年間とします。

　　ただし、社会情勢などの変化や国・県の動向に対応するため、実施計画に

ついては、平成29年度の中間年に内容などの見直しを行います。

（3）計画の基本方針

基本理念「一人ひとりが自分らしく輝き 男女が共に参画できる あいのまち」を目指し、男女が互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、家庭・学校・地域・職場などあらゆる場において、性別にかかわりなく、自らの個性と能力を発揮することができるよう、本市における施策の方向とその推進方策を定め取り組んでいきます。

３　意見を提出できる方

　・相生市に住所、事務所又は事業所のある方

　・相生市に通勤、通学されている方

　・相生市に納税義務のある方

　・この計画（案）に利害関係がある方

４　意見の提出期間

　平成25年1月10日（木）から平成25年1月25日（金）まで

　（※郵送の場合は、当日消印有効）

５　意見の提出方法

　必ず氏名及び住所を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。様式は自由ですが、氏名及び住所の記載のない場合は、受付をいたしませんのでご了承ください。

（1）郵送

　　〒678-0031　相生市旭一丁目19番33号（相生市民会館内）

相生市まちづくり推進室

（2）ファクシミリ　0791－23－7137

（3）電子メール　　[machizukuri@city.aioi.hyogo.jp](mailto:machizukuri@city.aioi.hyogo.jp)

　　　　　　　（氏名及び住所を忘れずに明記してください。）

６　計画（案）の閲覧方法

　平成25年1月10日（木）以降、相生市ホームページ、市の公文書公開コーナー及びまちづくり推進室で閲覧できます。

７　その他

　公開はご意見の内容のみを行い、ご意見をいただいた方の氏名などを公表することはありません。また、お寄せいただいたご意見に対し直接には回答いたしませんのでご了承ください。

８　お問い合わせ先

　　〒678-0031　相生市旭一丁目19番33号（相生市民会館内）

相生市市民環境部まちづくり推進室

　　　　　　　　電話： 0791－23－7130